

南関町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 南関町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供 用 開 始 年 月 日	平成8年11月1日	計 画 給 水 人 口	180 人
法 適 (全 部 ・ 財 務) ・ 非 適 の 区 分	非適用	現 在 給 水 人 口	90 人
		有 収 水 量 密 度	275.9 千m ³ /ha

② 施 設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他(複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	1	管路延長 0.9 千m
	配水池設置数	1	
施 設 能 力	54 m ³ /日	施設利用率	41.8 %

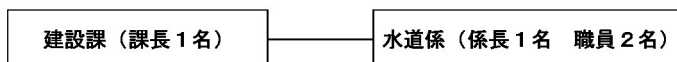
③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金: 10m ³ まで 1,500円 超過料金: 1m ³ につき 150円 メーター使用料: 150円	
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	改定無し	

④ 組 織

建設課のうち、水道係は、課長職を除くと通常時3名で、それぞれの業務を弾力的に兼務しながら担当しています。予算措置状況は、簡易水道事業は1人(3ヶ月分)となっています。

<組織体制>



(2) これまでの主な経営健全化の取組

簡易水道事業の規模が小さく財政的に厳しい状況であるため、健全化等の検討は行っているが実施には至っていません。

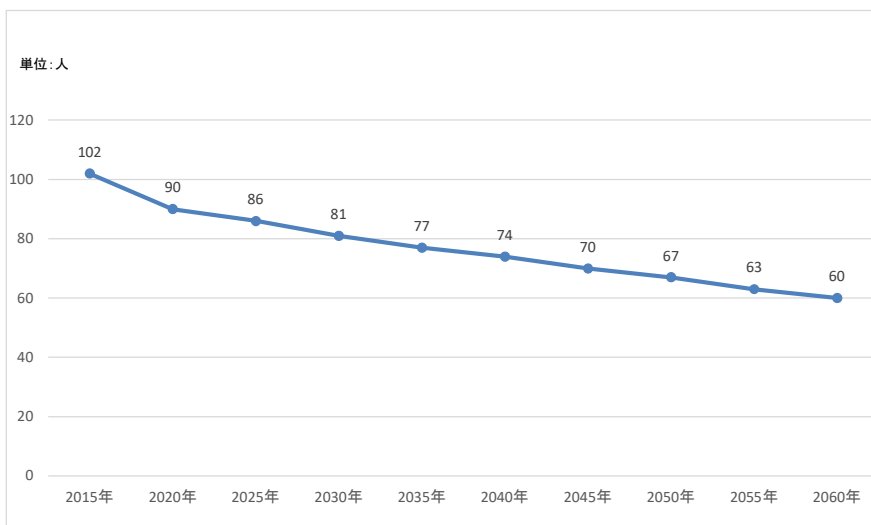
(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析（別添資料1）

経営比較分析表において、収益的収支比率は67.75%で、類似団体平均を下回っており、現行の料金収入等では賄えていない状況である。また、企業債残高対給水収益率は780.18%で類似団体平均を下回っているが、施設の老朽化が進んでおり、改修、更新を行った場合は上昇し、料金回収率が悪化するため、料金等の見直しも視野に入れておく必要があります。

2. 将来の事業環境

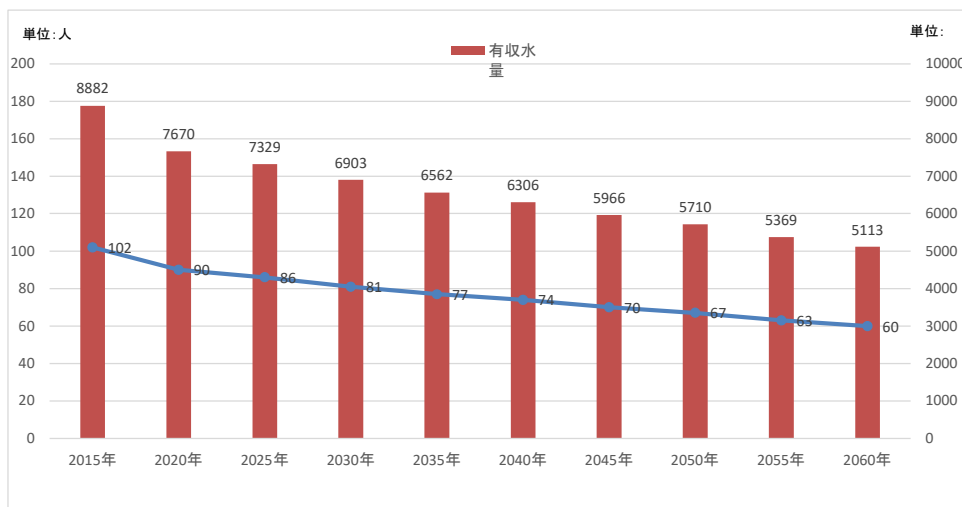
(1) 給水人口の予測

給水人口予測の推計にあたっては、給水区域の過去5年間の減少率の平均は2.4%であるが、給水戸数が34戸と少なく、移動等も今後は少ない見込みであることから、年間1%程度の減少率で推移すると予測します。



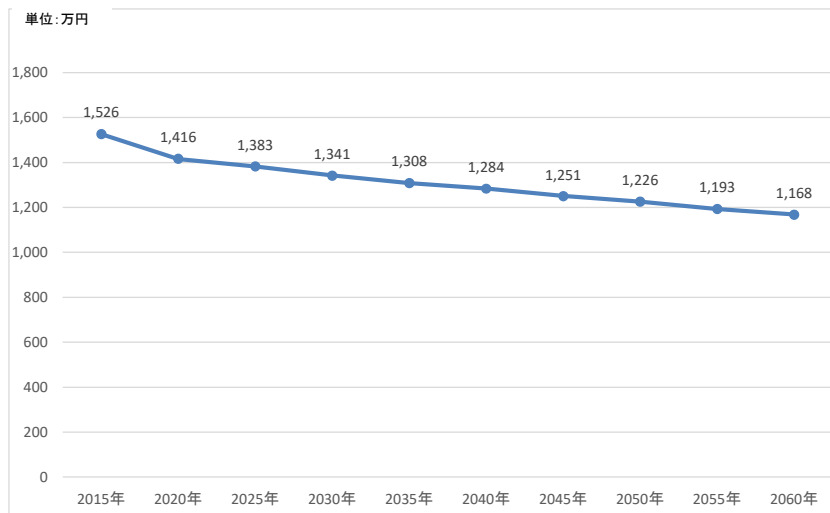
(2) 水需要の予測

水需要については、給水人口予測と同様、給水戸数、人口ともに移動は少ないと見込んでいるため、人口に比例して減少すると見込みます。



(3) 料金収入の見通し

料金収入の見通しは、給水人口に連動しますので、徐々に減少すると見込んでいます。



(4) 組織の見通し

水道事業、下水道事業で職員は3人であり、それぞれが業務を弾力的に兼務しており、簡易水道事業においては、事業規模が小さいため、今後も同数で推移すると見込んでいます。

(単位: 人)

	2020年度	2030年度	2040年度	2050年度	2060年度
技術職員					
技能職員					
事務職員	1	1	1	1	1
合計	1	1	1	1	1

3. 経営の基本方針

簡易水道事業は、町民の健康で文化的な生活を支える欠くことのできない基盤施設として大きな役割を果たすものであり、安全な水を安定的に供給できる水道施設の整備を行い、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するものです。

4. 投資・財政計画 (収支計画)

(1) 投資・財政計画 (収支計画) : 別添資料2のとおり

(2) 投資・財政計画 (収支計画) の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	適切な更新計画による施設の維持・更新

今後10年間は大規模な更新、修繕の計画はないが、施設の長寿命化を図るために維持、管理を行います。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	適正な財源の確保
(料金) 料金については、平成8年供用開始以降、1度も改定を行っていないため、適正料金について検討を行います。	
(企業債) 企業債については、新たな発行の予定はなく、令和7年度に全ての償還が終了します。	
(繰入金) 繰入金については、料金収入では賅えないものに対して行っています。	

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(職員給与費) 職員給与については、職員数が現状と変わらない見込みのため、現状の水準で推移する見込みです。
(動力費) 動力費については、過去の実績により算出しています。
(薬品費) 薬品費については、過去の実績により算出しています。
(修繕費) 修繕費については、修繕計画に基づき算出しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	県水道事業基盤整備強化推進協議会有明協議会において、広域連携等の検討会議を行っています。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	事業規模が小さいため、活用についての検討は行っていません。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	施設・設備に対し、継続した維持管理、定期的な修繕を行うことで、耐用年数以上の安定使用ができるよう長寿命化を図ります。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	給水人口の減少により、施設・設備の統廃合については、今後検討を行います。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	施設・設備の合理化については、今後検討を行います。
その他の取組	給水人口が100人を下回っているため、飲料水供給施設への移行を検討することとしています。

② 財源についての検討状況等

料 金	水道料金の適正水準については、今後検討を行います。
企 業 債	今後10年間は新たな企業債の発行はありません。
繰 入 金	繰入制度や財政状況への影響を考慮し、必要な対応を図ります。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	簡易水道事業においては、水道事業に関わるもの以外の固定資産は所有しておらず、資産活用による運用益を得るのは難しいと考えます。
その他の取組	—

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	毎年度、PDCAサイクルによる検証を行い、事業の適正化に努めます。
-------------------------	-----------------------------------

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	2,945	2,787	4,048	5,568	5,518	3,466	3,413	3,359	3,317	3,321	3,324	3,328
	(1)	営 業 収 益 (B)	1,443	1,480	1,418	1,417	1,409	1,400	1,392	1,384	1,375	1,367	1,359	1,351
		ア 料 金 収 入	1,443	1,479	1,416	1,416	1,407	1,399	1,391	1,383	1,374	1,366	1,358	1,350
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他		1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1
	(2)	営 業 外 収 益	1,502	1,307	2,630	4,151	4,109	2,066	2,021	1,975	1,942	1,954	1,965	1,977
		ア 他 会 計 繰 入 金	1,502	1,307	2,630	4,151	4,109	2,066	2,021	1,975	1,942	1,954	1,965	1,977
		イ そ の 他												
	2	総 費 用 (D)	2,945	2,787	4,048	5,568	5,518	3,466	3,413	3,359	3,317	3,321	3,324	3,328
	(1)	営 業 費 用	2,526	2,416	3,727	5,298	5,302	3,305	3,309	3,313	3,317	3,321	3,324	3,328
		ア 職 員 給 与 費	1,209	1,015	1,439	1,510	1,514	1,517	1,521	1,525	1,529	1,533	1,536	1,540
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	1,317	1,401	2,288	3,788	3,788	1,788	1,788	1,788	1,788	1,788	1,788	1,788
	(2)	営 業 外 費 用	419	371	321	270	216	161	104	46				
	ア 支 払 利 息	419	371	321	270	216	161	104	46					
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
	イ そ の 他													
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)													
資 本 的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)	1,402	1,450	4,501	1,551	1,605	1,660	1,717	1,775				
	(1)	地 方 債												
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2)	他 会 計 補 助 金	1,402	1,450	4,501	1,551	1,605	1,660	1,717	1,775				
	(3)	他 会 計 借 入 金												
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6)	工 事 負 担 金												
	(7)	そ の 他												
	2	資 本 的 支 出 (G)	1,402	1,450	4,501	1,551	1,605	1,660	1,717	1,775				
	(1)	建 設 改 良 費			3,000									
		ウ ち 職 員 給 与 費												
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	1,402	1,450	1,501	1,551	1,605	1,660	1,717	1,775				
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5)	そ の 他													
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)													

収支再差引 (E)+(I) (J)													
積立金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)													
前年度繰上充用金 (M)													
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)													
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実質収支黒字 (P)													
(N)-(O) 赤字 (Q)													
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	67.7	65.8	73.3	78.4	77.7	70.5	67.5	66.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	1,443	1,480	1,418	1,417	1,409	1,400	1,392	1,384	1,375	1,367	1,359	1,351	1,351
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高 (W)													
地方債残高 (X)	11,258	9,808	8,308	6,757	5,152	3,492	1,775						

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度											
	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分	1,502	1,307	1,307	4,151	4,109	2,066	2,021	1,952	1,942	1,954	1,965	1,977
うち基準内繰入金	209	185	160	135	108	80	52	23				
うち基準外繰入金	1,293	1,122	1,147	4,016	4,001	1,986	1,969	1,929	1,942	1,954	1,965	1,977
資本的収支分	1,402	1,450	4,501	1,551	1,605	1,660	1,717	1,775				
うち基準内繰入金	701	725	750	775	802	830	858	887				
うち基準外繰入金	701	725	3,751	776	803	830	859	888				
合 計	2,904	2,757	5,808	5,702	5,714	3,726	3,738	3,727	1,942	1,954	1,965	1,977

経営比較分析表（平成30年度決算）

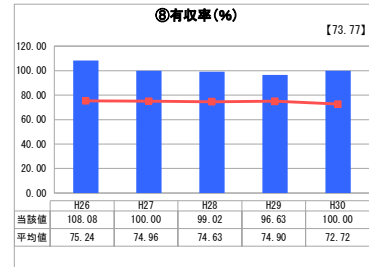
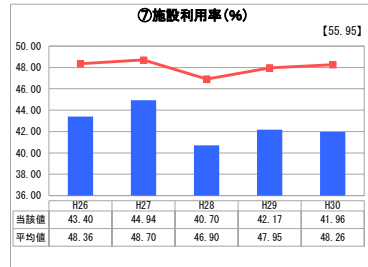
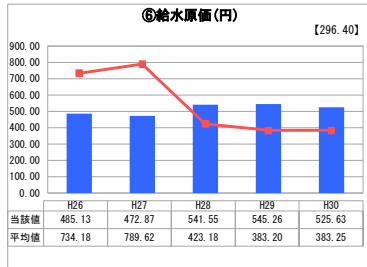
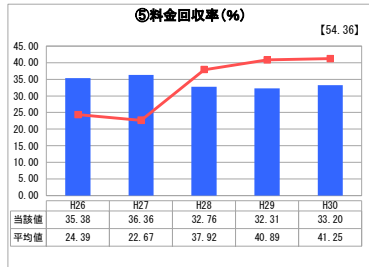
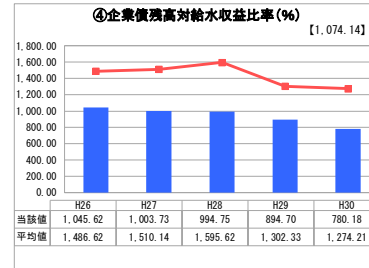
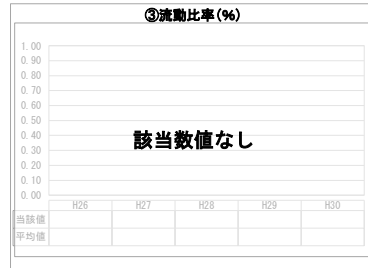
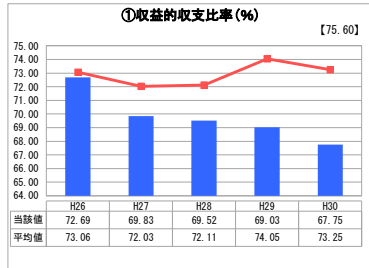
熊本県 南関町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)	
-	該当数値なし	0.95	3,240	

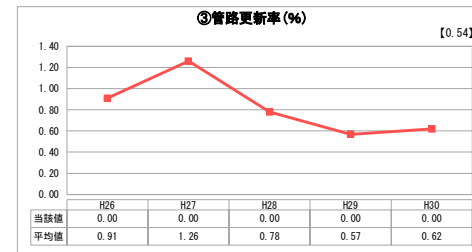
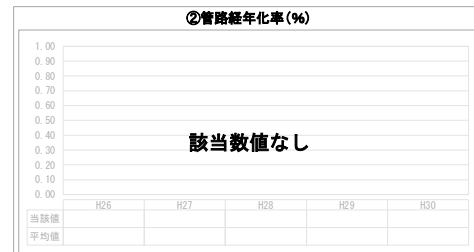
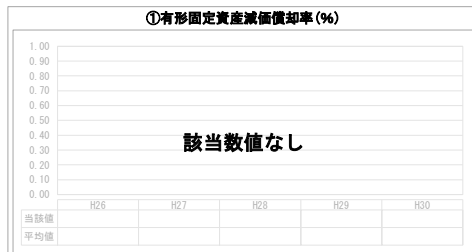
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
9,797	68.92	142.15
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
93	0.03	3,100.00

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

現在、簡易水道給水人口（計画人口180人規模）が減少傾向にあり、料金収入もそれに伴い減少している。今後、簡易水道供給区域拡大の計画もない為、人口の増加も見込めない状況である。人口の変動により使用料が減少している。

（給水人口の推移）

- H25年度 112人
- H26年度 104人
- H27年度 100人
- H28年度 102人
- H29年度 101人
- H30年度 93人

今後は、簡易水道事業維持の為、料金体系や施設管理等を含めた経営の検討を行っていかねばならない。

2. 老朽化の状況について

簡易水道事業がH8年度より給水開始され、現在では給水開始より20年以上経過し、老朽化については施設や管路等の更新時期が来る前に一度調査を行い、施設及び管路等の状況を把握しなければならないと考える。

全体総括

南関町では、水道事業の規模が小さく簡易水道事業、飲料水供給施設等を含め水道供給率は、町全体の約8%である。水道事業の規模が小さく財政的にも厳しい状況にある。施設の更新時期を迎えることになると更に厳しい経営状況となり、将来の給水人口等の数値の経過次第では、ダウンサイジング等も視野に入れながら経営をすすめる必要があると考える。

現在の水道事業 1箇所
給水件数 34件
給水人口 93人